

## ○なら歴史芸術文化村コミッション規則

令和二年三月三十一日

奈良県規則第七十五号

なら歴史芸術文化村コミッション規則をここに公布する。

## なら歴史芸術文化村コミッション規則

## (趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、なら歴史芸術文化村コミッション(以下「コミッション」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第二条 コミッションは、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- 一 歴史文化資源の活用又は芸術文化の振興に関し優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

## (任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (コミッショナー)

第四条 コミッションにコミッショナーを置き、委員のうちから知事が指名する。

- 2 コミッショナーは、会務を総理し、コミッションを代表する。
- 3 コミッショナーに事故あるとき又はコミッショナーが欠けたときは、あらかじめコミッショナーの指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第五条 コミッションの会議は、コミッショナーが招集する。

- 2 コミッションは、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 コミッションの議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、コミッショナーの決するところによる。
- 4 前項の場合においては、コミッショナーは、委員として議決に加わる権利を有しない。

## (委員以外の者の出席)

第六条 コミッショナーは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見

を聴くことができる。

(庶務)

第七条 コミッションの庶務は、文化・教育・くらし創造部企画管理室なら歴史芸術文化村整備推進室において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、コミッションの運営について必要な事項は、コミッショナーが定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。